



第2回 下水道経営戦略検討審議会

下水道事業の経営戦略ならびに
料金の検討について

令和元年10月16日

次 第

1. 本市下水道の使用料の現状
2. 公共下水道の使用料(改定・案)
3. 公共下水道の接続促進について

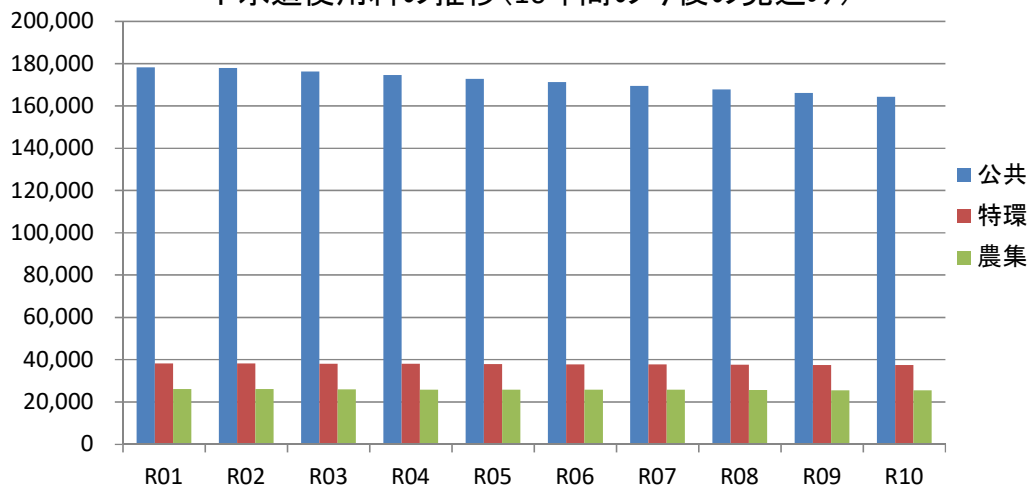
1.本市下水道の使用料の現状

(1) 下水道使用料の今後の見込み

■ 下水道使用料の推移

- ・公共及び特環は、未普及地区の下水道整備による使用水量が増加
- ・3事業ともに、人口減少及び節水機器の普及等に伴う使用水量が減少
- 人口割合及び普及率の高い**公共**は、減少の見込みの方が大きい

使用料収入(千円) 下水道使用料の推移(10年間の今後の見込み)



1

1.本市下水道の使用料の現状

(2) 下水道使用料(令和元年10月1日改正)

公共

一般家庭用使用料

1,980円/20m³

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	880円
	超過料金	10m ³ を超える1m ³ につき	110円
公衆浴場等汚水	基本料金	100m ³ まで	3,300円
	超過料金	100m ³ を超える1m ³ につき	16円

特環

一般家庭用使用料

2,750円/20m³

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100円
	超過料金	10m ³ を超える1m ³ につき	165円
工場排水、事業所等排水	基本料金	100m ³ まで	3,300円
	超過料金	100m ³ を超える1m ³ につき	23円

農集

一般家庭用使用料

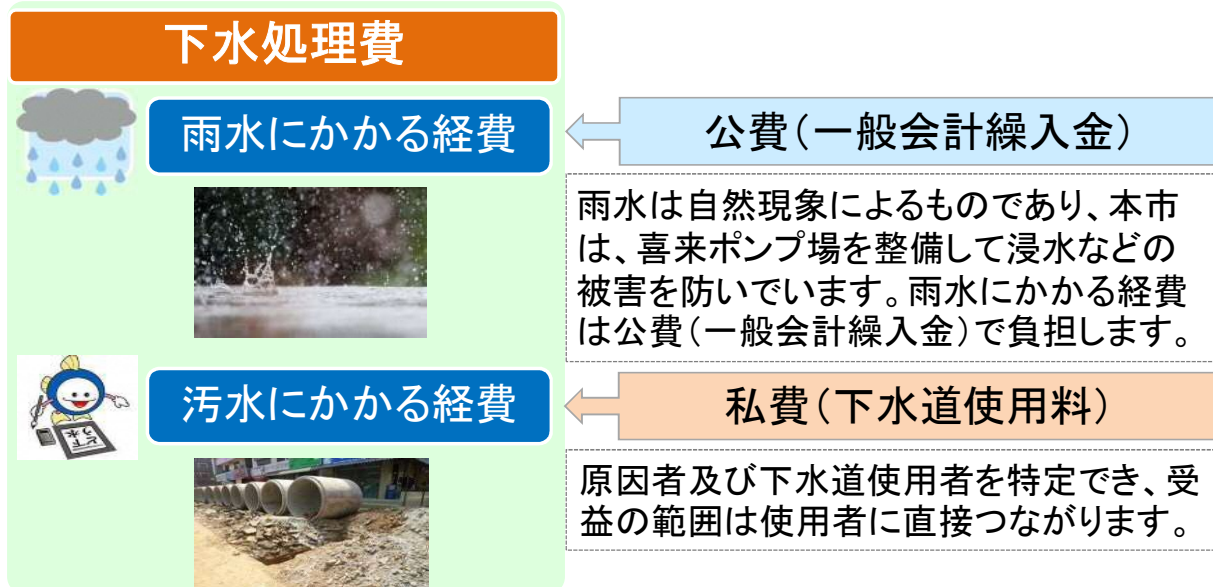
2,750円/20m³

使用区分	料金区分	汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,100円
	超過料金	10m ³ を超える1m ³ につき	165円

1.本市下水道の使用料の現状

(3) 下水道使用料の負担の原則

雨水公費・汚水私費の原則



3

1.本市下水道の使用料の現状

(4) 下水道使用料の対象経費

下水道事業を行うための経費(汚水処理費用)

- (1) 維持管理費
 - ▶ 下水道サービスを提供するために必要な費用
- (2) 資本費
 - ▶ 地方債の支払い利息及び元金償還金
 - ▶ 資産維持費(実体資本を維持し、サービス継続のために必要な費用)



4

1. 本市下水道の使用料の現状

(5) 下水道使用料収入と汚水処理原価(平成29年度)

単位:千円

内容		公共	特環	農集
下水道使用料	①	198,610	40,567	29,674
維持管理費	②	123,899	51,448	48,882
管渠費		4,606	3,046	3,179
処理場費		73,725	25,383	34,148
その他		45,568	23,019	11,555
資本費	③	163,417	3,534	0
利息		51,580	1,271	0
元金		111,837	2,263	0
汚水処理原価	④=②+③	287,316	54,982	48,882
差引収支	⑤=①-④	-88,706	-14,415	-19,208
経費回収率(%)	⑥=①÷④	69.1	73.8	60.7

<維持管理費の主な内訳>

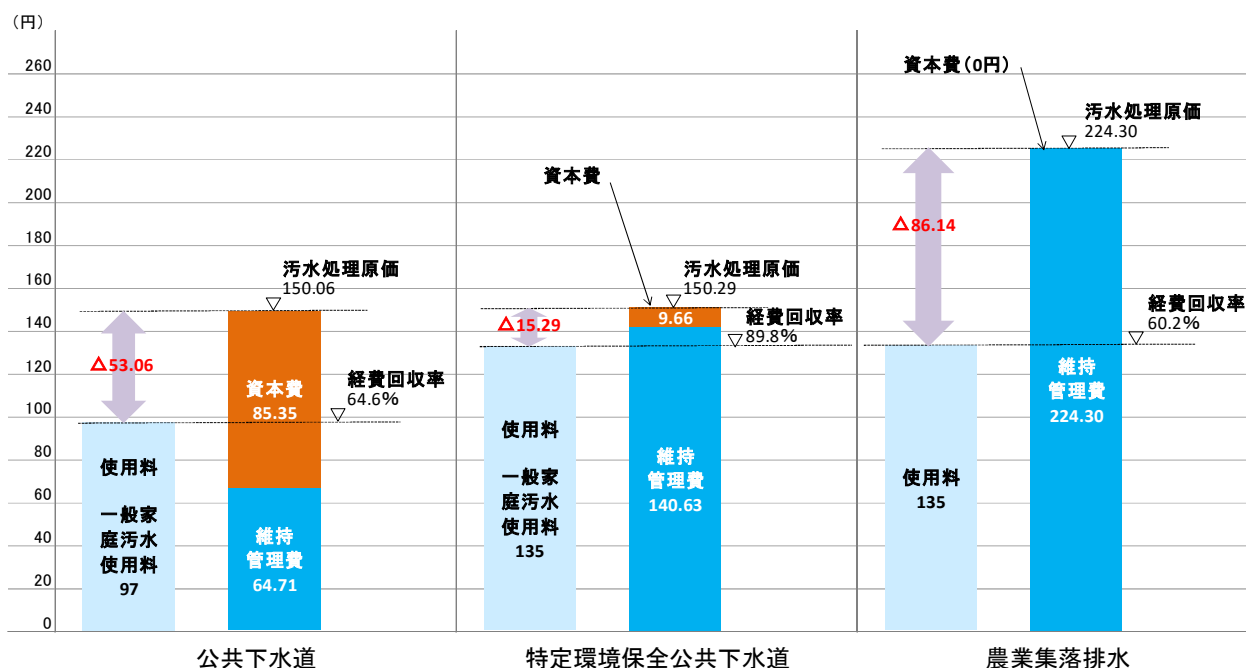
管渠費	管渠の清掃等維持補修に要する経費(材料費、委託費)
処理場費	処理場の運転、汚泥処理、維持補修等に要する経費(電気代、修繕費、委託費)
その他	事業全般にわたる管理運営及び使用料の徴収等に要する経費(職員人件費、委託費)

5

1. 本市下水道の使用料の現状

(6) 1m³当たりの使用料と汚水処理原価(平成29年度)

【一般家庭汚水使用料と私費負担分に対する内訳】



6

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(1) 使用料を改定する必要性

- 1) 一般家庭汚水の下水道使用料単価の相違
 - ・3事業の使用料単価を比べると「公共」だけが安価です。
- 2) 経営戦略(素案)の投資財政計画(現状)の見通し
 - ・公共については、事業運営のための資金が不足します。
 - ・現状の使用料のままでは、一般会計の負担が増加し続けます。
- 3) 今後の更新費用の留保
 - ・公共は、3事業の中で最も早い時期に事業を開始しています。
 - ・当時の基準(阪神淡路大震災前)は、耐震化が不十分です。
 - ・このため、公共は、耐震化事業に着手しています。

7

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(2) 下水道使用料の基本原則

地方財政法

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。

下水道法

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

8

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(3) 使用料の改定の考え方(案)

■ 使用料単価の説明

- ・料金改定率は、一般家庭汚水を対象とします
- ・改定率(案)で採用する使用料単価

⇒ 下表の『③改正後の使用料単価(一般家庭汚水)』を採用

【単位:円/m³】

事業	①改正前の 使用料単価 (全体:有収水量)	②改正前の 使用料単価 (一般家庭汚水)	③改正後の 使用料単価 (一般家庭汚水)
公共	103.7	97.0	99.0
特環	110.9	135.0	137.5
農集	136.2	135.0	137.5

9

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(4) 使用料の改定率(案)

改定①案

財源不足分として充当している基準外繰入金を解消するため、汚水処理費の全額を下水道使用料で賄えるように改定する。

- ・現行使用料単価 : 99.0円/m³
- ・目標単価 : 150.06円/m³ ← 改定後の単価
(参考:総務省通知:150円)
- ・改定率 ⇒ 51.6%

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(4) 使用料の改定率(案)

改定②案

当面の使用料水準として、3事業の一般家庭使用料単価を市内同じに統一するように改定する。

- ・現行使用料単価 : 99.0円/m³
- ・市内統一単価 : 137.5円/m³ ← 改定後の単価
- ・改定率 ⇒ 38.9%

11

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(4) 使用料の改定率(案)

改定③案

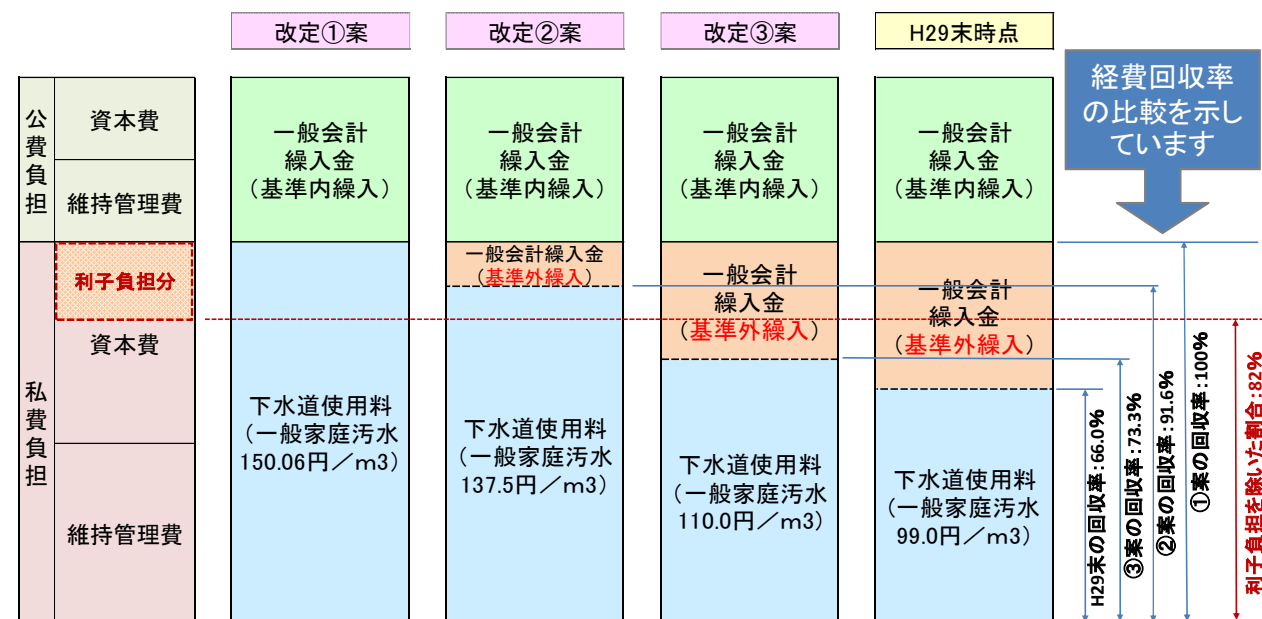
②案よりも低い改定率として、一般家庭汚水の基本料金を市内同じに統一するように改定する。

- ・現行使用料単価 : 99.0円/m³
- ・換算の単価 : 110.0円/m³ ← 改定後の単価
- ・改定率 ⇒ 11.2%

12

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(5) 改定(案)による汚水処理原価と財源構成



13

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(6) 改定(案)の下水道使用者1人当りの負担(H29ベース)

事業など			公共				特環
			改定①案	改定②案	改定③案	H29末時点	
水洗化済人口	①	人	13,776				2,028
汚水処理原価	②	円	287,316,000				54,982,000
経費回収率	③	%	100.0	91.6	73.3	66.0	91.5
基準外繰入金 (使用料で賄えていない分)	④=②×(100-③) ÷100	円	0	24,134,544	76,713,372	97,687,440	4,673,470
下水道使用者が 1人当たり負担する額	⑤=④÷①	円/人	0	1,752	5,569	7,091	2,304

※参考

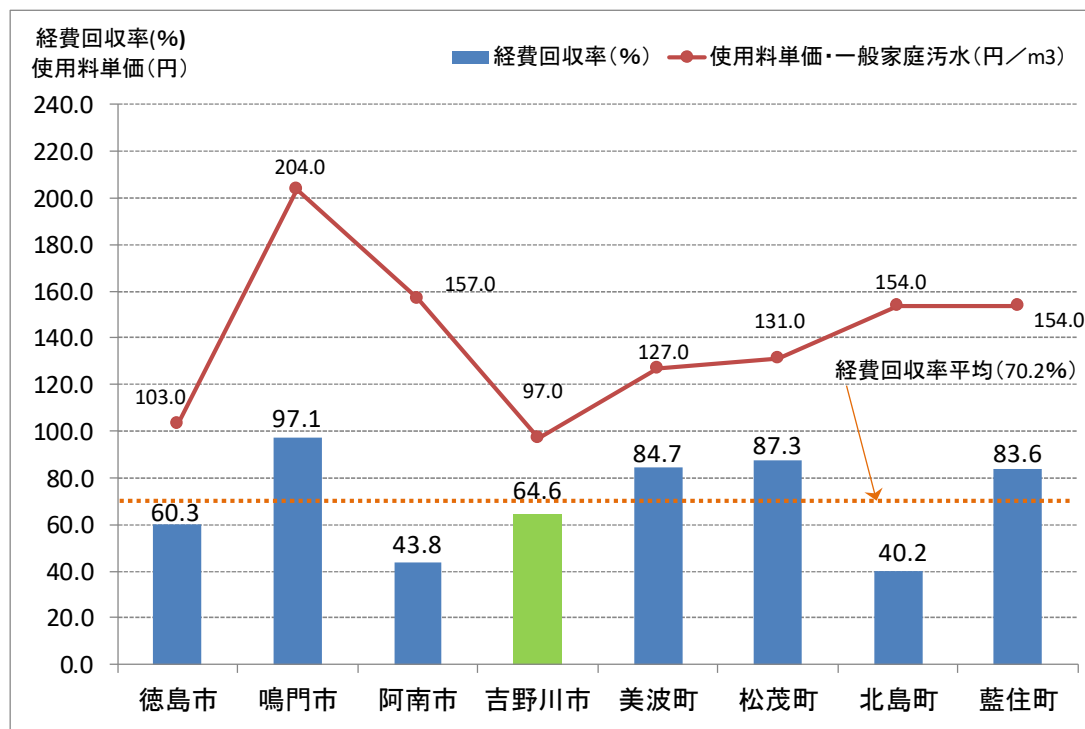
世代間の負担の公平性の観点より、利子負担分を公費(一般会計繰入金)負担とした場合

⇒ 1人当たり負担する額: ⑤=51,580,000÷13,776=3,744円/人

14

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(7) 徳島県内の経費回収率の状況(平成29年度時点)



15

2. 公共下水道の使用料(改定・案)

(8) 改定(案)のまとめと今後の課題

(1) 改定③案に引き上げる

- ・一般家庭汚水の基本料金(10m³まで)を市内同じに統一
- ・改定率は、約11.2%(増)

⇒ 経費回収率: 73.3% ※徳島県内平均: $70.2 \times (1.1 \div 1.08) = 71.5\%$

■ 今後の課題

- (1) 企業会計の決算を基に、下記の動向(増減)の継続分析
 - ・浄化槽汚泥等投入事業の収入(増)と維持管理費(増)の影響
 - ・使用料収入の推移
- (2) 県内の公共下水道事業者の使用料改定状況
- (3) 公衆浴場汚水使用料の見直しの必要性

3. 公共下水道の接続促進について

(1) 公共下水道に接続するメリット

■ 浄化槽と公共下水道のコスト比較(イメージ)

法定検査	← 年に1回	維持管理費 は不要です
保守点検	← 年に3~4回	
清掃	← 年に1回	
電気代(ブロー)		公共下水道使用料
消耗品		
修繕費		

■ 浄化槽は、排水にさまざまな制限が生じます

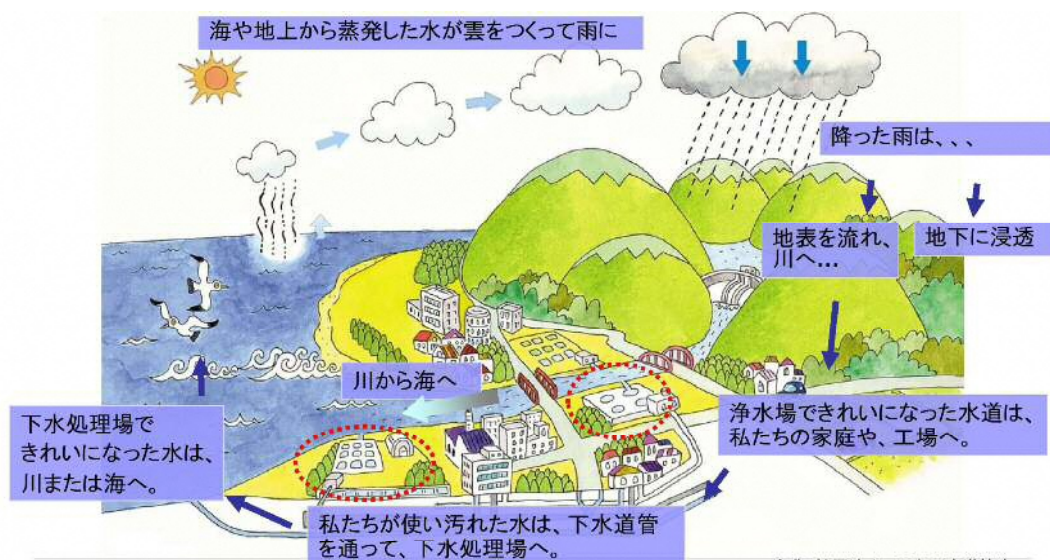
- ・洗濯など大量の水は排水を制限しなければなりません
- ・汚れのひどい食器洗いなどの排水の抑制しなければなりません
- ・トイレ洗剤が限定されます

17

3. 公共下水道の接続促進について

(2) 下水道施設の継承

下水道は、「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し水環境をよみがえらせる働きをしています。大切な下水道施設を子や孫に継承しなければなりません。



出典: 社団法人 日本下水道協会

5

18

【メモ】